

青森県教育委員会第298回臨時会会議録

期 日 平成26年4月9日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

そ の 他 青森県いじめ防止基本方針（素案）について

平成26年4月9日（水）

- ・開会 午前11時
- ・閉会 午前11時53分
- ・出席者の氏名
豊川好司、町田直子、清野暢邦、中沢洋子、野澤正樹、中村充（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
佐藤理事、奈良教育次長、岡田参事、教育政策・職員福利・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長、高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員
清野委員、野澤委員
- ・書記
外崎学、村上健

会 議

議事

そ の 他 青森県いじめ防止基本方針（素案）について

（成田学校教育課長）

最初に、資料1の「青森県いじめ防止基本方針についての提言」について。

本県では、いじめ防止対策推進法の施行を受け、いじめ防止等に係る対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定することとし、方針の在り方や方向性について、大学教授、弁護士、臨床心理士等の有識者により構成される「青森県いじめ防止基本方針検討協議会」を設置し、御協議いただき、先月27日に、「青森県いじめ防止基本方針についての提言」をいただいたところである。

内容としては、2ページの提言1「いじめ防止についての基本的な考え方」として、「いじめは絶対に許されない行為である。」という共通認識を持ち、その対策には県民一体となって取り組む必要がある、3ページの提言2「いじめ対策についての取組」として、社会総がかりでいじめに対峙していくために、県、学校、家庭、地域及び関係機関は、いじめ防止等に係るそれぞれの役割に従って取組を推進するとともに、その取組を実効的なものとするための連携体制を構築する、6ページの提言3「重大事態への対応」として、いじめを受けた児童生徒、保護者及び関係した児童生徒の心のケアに努めるとともに、専門的知識を有する外部人材を活用して事実関係などを調査し、再発防止に努める、となっている。

この提言を最大限に尊重しながら、国の基本方針をもとに「青森県いじめ防止基本方針」の策定作業を進めてきた。資料2が素案の概要版、資料3が素案本体となっており、提言を踏まえ本県独自に書き加えた部分を赤字で示している。

資料2で全体の構成や概要を確認させていただいたのち、資料3で本県独自に書き加えた部分のうち特徴的な点について御説明する。

方針は、大きく3つの構成となっている。

まず、第1の「いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」について。ここでは「いじめの防止等に関する基本的理念」や「いじめの理解」など、本県のいじめ防止対策の基本的な方向性を示した。

第2に「いじめの防止等のための対策の内容に関する事項」について。1の「青森県が実施する施策」として、(1)基本方針の策定、(2)関係機関や団体の連携を図るための「青森県いじめ問題対策連絡協議会」の設置、(3)いじめ防止等の対策を実効的に行う

ための教育委員会の附属機関の設置、(4) 県が実施すべき具体的な取組を記述している。

また、2の「学校の設置者が実施すべき取組」としては、(1) でいじめの相談体制の整備に努めることや、(2) で、学校から報告を受けた場合、必要な支援及び指導・助言を行うことなど、いじめ防止のための取組やいじめに対する措置について記述している。

3の「学校が実施すべき取組」としては、(1) 学校いじめ防止基本方針の策定、(2) いじめの防止等の対策のための組織を置くこと、(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置など、いじめの未然防止や早期発見、いじめへの対処について記述している。

4の「家庭・地域及び関係機関等における取組の必要性」において、それぞれの役割と取組を記述している。ここは、国の基本方針にはないが、有識者会議の提言において、その必要性が指摘されていることを踏まえ、県として独自に付け加えた部分である。

5は、「重大事態への対処」である。

4と5については、このあと資料3でもう少し詳しく御説明する。

最後の第3「その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項」について。国が基本方針を3年を目途に見直すとする動向を勘案して、県の基本方針の見直しも検討することとしている。いじめの態様が日々変化していることを踏まえ、その対策の基本的な方針も、必要に応じて修正・改善する必要があると考えた。

以上が概要である。続いて資料3で、先ほどの4「家庭・地域及び関係機関等における取組の必要性」及び5「重大事態への対処」について、もう少し詳しく御説明する。

資料3の10ページ。有識者会議においては、いじめの防止について、家庭教育の重要性も強く指摘され、提言にも盛り込まれたことから、本基本方針素案では独立した項目として取り扱うこととした。

まず、(1) 家庭・地域及び関係機関等における取組の在り方として、「ア いじめ防止等の取組は、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関が連携して取り組むことが重要であり、いかなるいじめも許さないという人権尊重の精神を育む体制を整備することが必要である」、「イ 子供の教育については、保護者に第一義的な責任があることを認識して、家庭環境や、親子関係が子供の豊かな成長と人間関係づくりに大きく影響することを理解し、思いやりの心、規範意識、正義感などの人間尊重の精神及び公共心などについて、日頃の生活の中から育むことが大切である」と家庭教育の重要性を再確認した上で、(2) で、「ア 家庭では、子供が悩みを相談できる雰囲気づくりに努めるとともに、子供の理解と変化に気付くよう、子供との会話を大切にする」、「イ 家庭では、基本的生活習慣の確立や情報機器の使用の家庭内ルールづくりに努める」、「ウ P T A活動においては、学校、地域と一体となった子供の安全・安心な環境づくりといじめ防止等の取組の推進を図る」、「エ 相談電話や相談窓口等を開設している関係機関は、これまで以上に学校との連携を強化するとともに、相談員の対応能力の向上を図るよう努める」と、家庭・地域及び関係機関等での取組を記述している。

次に、11ページ、5の「重大事態への対処」。重大事態とは法第28条及び、(ア)の「重大事態の意味について」のbにあるように、いじめにより児童等が自殺を凶ったり、長期間登校できなくなった場合など児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害を及ぼす可能性があり、県独自の見解を加えることなく、国の法律及び基本方針をほぼそのまま踏襲している。

中段あたりの赤字を御覧いただきたい。「重大事態が発生した場合は、いじめを受けた児童生徒、保護者及び関係した児童生徒の心のケアに努めるとともに、専門的知識を有する外部人材を活用して事実関係などを調査し、再発防止に努める必要がある」と、提言を生かした記述としている。

なお、この調査については特に県立学校の重大事態の場合、12ページ(エ)のcにあるとおり、教育委員会の附属機関により行うこととしている。

15ページのイの「調査結果の提供及び報告」(ア)で、この調査結果について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に適切に提供するとともに、(イ)において県立及び私立高校の場合は、その結果を速やかに知事に報告することとなっている。

次に、15ページの末尾から記載している(2)調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置(県立及び私立学校の場合)について。囲みにあるように、結果の報告を受けた知事は、重大事態への対処又は再発防止のため必要があると判断した場合、附属機関等を設置して再調査を行うこととし、特に県立学校についての再調査は、その結果を県議会へ報告することとしている。

以上が基本方針素案の内容であるが、この基本方針素案は、今後、私立学校を所管する知事部局と調整を図ったうえで「青森県いじめ防止基本方針案」としてパブリックコメントを実施し、広く県民の御意見を伺ったのち、6月を目途に県の基本方針として、決定することとしている。

(清野委員)

この青森県いじめ防止基本方針の策定の権限と責任はどこにあるのか。この件に関して、本県教育委員会はどのような立場にあるのか。何ができて、何ができないのか御説明いただきたい。

(成田学校教育課長)

まず、策定の権限と責任について。推進法の第12条は「地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における」云々という規定となっている。このことから、策定の権限と責任は県知事にあるということになる。

県教育委員会の立場としては、知事部局と連携しながら基本方針を策定し、また、それを実効性のあるものとして、具体的に県としての取組を進めていくことにあると考えている。

(清野委員)

そうすると、意見を述べるしかできないということか。

(成田学校教育課長)

知事部局と連携しながらこの問題に対して取り組んでいくということであるので、実態としては、教育委員会が積極的に関わっていくということになるかと思う。特に、県立学校について。

(清野委員)

権限と責任というのは、はっきりしているのか。まだこれから詰めていくということなのか。

(成田学校教育課長)

基本方針を作るに当たっての権限と責任ということでは、知事である。それに対して具体的に取り組むのは、もちろん、知事を中心としながら教育委員会にも取り組まなければいけない義務があるというか、取り組まなければいけない。

(清野委員)

道徳教育との関連について。素案を読んだら、いじめ防止対策推進法第15条と同じ文言が部分的に何度か記されているだけで、具体的にどのように充実を図るのがさっぱりわからない。例えば、第2の3「学校が実施すべき取組」、「学校いじめ防止基本方針」、「いじめの防止等の対策のための組織」については2頁近くを使って、詳しい記載がある。「全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動」については、いじめ防止対策推進法第15条の文言をただ写しただけで、第2の3と比較すると何の具体性もない。いじめ対策推進法第15条の具体化に繋がる事項も示すべきだと考えるがいかがか。

(成田学校教育課長)

例えば、9頁の(3)「ア いじめの防止」であるが、「全ての教育活動を通じた道徳教育」云々という記述、それから、7頁にもそういう記述があるが、いじめの問題については、この基本方針によらなくても早急に取り組まなければならない事項と考えており、実は、昨年3月に「いじめ問題対応の手引」という冊子を作り、その中にどういふふうな道徳教育をやればいいのかということ具体的に記述して、県内全ての学校に配布している。また、このようなポスターも作って、学校に掲示してもらおうことにしている。

(清野委員)

では、なぜ素案に盛り込まれていないのか。他のことは盛り込まれているのに。素案を見ると、技術的な対処法については細かく考えているようだが、肝心要の道徳心・倫理観を育てることや子どもの心の育成についてはなおざりにされているような印象を受ける。この分野への踏み込み、もっと踏み込んで方針を示すべきではないか。道徳教育に対するアレルギーがあるのか。

(成田学校教育課長)

決してそういうことはない。我々の考え方としては、9頁に記述している「全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動」、これで充実を図るとしている。つまり、道徳をすぐ教えるのではなく、道徳の周辺から、例えば、道徳の時間に友情とか、人との関わり合いとか、そういうことを学びながら道徳心を身につけると。現在、学校現場ではそのような形で行われており、それをさらにどういうふうにやればいいのかというのは先程の手引で記述されている。

(町田委員)

清野委員と似たような印象を持った。いじめが起こってしまったからのこととか、「起こった場合は」というのが前提で、その部分がすごくボリュームがあるような気がする。起こってしまったからのことと同じボリュームで、事前にいじめを防ぐための人材育成や教育が必要だと思う。そこに触れている部分が格段に少ないのかなという印象がある。道徳教育とか、そういったところには触れているが、道徳教育だけではなく、日々の学校教育の中で、カリキュラムの構成だったり、それによって他に關心をもっと集中させるような教育を考えていくとか、そういうこともこれからは考えていかないといけないと思う。そうした観点からいくと、ボリューム的にちょっとアンバランスなのではないかという印象を持っている。

(野澤委員)

これはあくまでも基本方針なのでね。それで、これに対する提言というのは今日初めて拝見したが、その流れからすれば、私はこの素案の内容で構わないと思う。清野委員がおっしゃったように、具体的なものは何ぞやというところは、この基本方針にはないことなので、一番肝心の具体的に防止する、具体的に対応するということに対しては、成田課長がおっしゃったような形で、過去にやっている事例とか、チャート的なものとか、そういうものがあるということに理解している。基本的には、提言に則ってまとめられたこの素案に間違いはないと思っている。私はむしろ、赤字で書いているのが青森県独自で、文科省の基本線にプラスしたということで、恐らく各県とも文科省に準じて動いてるのかなと思っていたのだが、家庭教育が第一義だと、良くそこまで踏み込んで書いたなと思った。なかなかこれは書きやすいようで、書きにくい文言だと思う。そこまで基本方針で踏み込んだということは、我々が家庭と真っ向と向き合って、いじめを防止していきましょうということを問いかけたということであるので、その言葉を大事にしながら、様々具体的な取組をなさっていけばいいのかなと思う。過去にやってきた対処方法とか、そういったものにしても、こういう幹となる基本方針があって反省もできるし、私は基本的に了だ。あとは、この方針が6月に決定され、実施されていく中で、各部署、学校当局及び家庭にもわかりやすい付属的資料を同時並行的に示して、御理解いただければ良いと思う。

(中沢委員)

やはり子ども主体のものであるということが一番大事であり、素案なので、国が示した

ことと県独自でという、こういう感じで良いのかなとは思っている。あとは、市町村と学校、地域との連携を県としてはちゃんと見守っていく、連携をとっていくというのが大事で、学校であったりの体制を整えていくと思うので、そのところをちゃんと情報開示するとか、コミュニケーションをとっていくといったところにボリュームをとった方が良いと思う。

(中村教育長)

まず、子どもたちに身につけて欲しいという基本的な部分については、これはごもつともだと思う。そういったところについては、学校教育で十分充実していく必要があると思っている。県の基本方針というのは、大きな考え方、枠を示しているというのが第一番目にある。それを受けて、今度は、市町村なり学校がそれぞれの学校の子どもたちの状況、それから保護者の考え方というのを受けて、具体的にこういうふうに段取りをつけてやっていこうということに発展していく。そういうことを考える一つの基本的な方針というのがもう一つの役割となっている。そういうことで、方針にないことでも、必要なものは取りまとめ、それから、学校などからの要望を受けて、必要なものはまた別の形でどういうふうに盛り込んでいけるかということについては、これからこの方針を作りながら検討を続けていく必要があるなと思っている。

(清野委員)

技術的な対処方法についてはこれだけ事細かく書くと非常に大きな縛りとなると思うが、バランスとしてみると、例えば、私はこのいじめ防止対策推進法第15条を特に大事にしたい、一番の肝だと思っているが、「全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない」と法律ではっきり打ち出していることが、素案では、法律と同様の文言を繰り返すだけで、その具体化や実質化に繋がる事項が書かれていない。これでは青森県の行政としての役割を果たしたことになるのではないのか。私案であるが、道徳教育をいじめ防止につなげようと奮闘している現場の教諭の意見を早急に集約して、本年4月に全小学校・中学校に配布された文科省の道徳教材「私たちの道徳」、今までの既存の道徳副教材、本県独自の教材、これらを駆使した道徳教育及び体験活動等の充実を図るための具体的な方策を同じぐらいのバランスで盛り込むことを提案する。

(豊川委員長)

全体を見てみると、発生防止が大前提になっている。委員の皆さんがおっしゃったが、教育政策として教育現場をサポートするというか、そういったところがちょっと見えないというか、希薄であるという気がする。その辺、委員会の意見として少し盛り込めないか。提言として。

(野澤委員)

清野委員の言っていることも良く分かる。良く分かるということは、半分分からないということ。私は、様々な体験活動の中で広くいじめとか、要素的なものは当然教えていくだろうし、広い意味での道徳教育の中で教えていかなければいけないと思っている。それ

から、じゃあ中学校、高校ではどうなるという話になるが、広い意味で子どもに対して何が良しで何が悪いのかということをおしなべて教えていくということで。私は道德教育の課程で教えるのも大事だし、他の教育課程の中でも人に対する思いやりとか、節目節目で発信していくことが大事だと思っている。そういう一連の流れを様々なポイントでやりましょうというのが基本方針だと思っているので、私はこれでいいと思う。それでも、危惧することがあるようであれば、より具体的なやり方とか、そういうものを早急に作るのか。この資料を見て思ったのは、より現場の学校及び家庭とかがどのように対処すべきかというような、嫌な言葉で言えば、対処方法のマニュアルとか、より具体的なものはこの基本方針に則ったわかりやすいまとめがあってもいいかもしれない。気になる方々はこの基本方針を見るが、活字が多くてなかなかわかりにくい。それに則って、学校現場とかがやっているということをわかりやすくするようなものをまとめなければ。特に家庭とか、父母の方々、PTA、学校現場の先生方にとってわかりやすくすることが非常に大事な事だ。

(町田委員)

論点とか観点が少し違うというか、2つの観点から話されているような気がする。一つは、より具体的に、もう少し掘り下げて、ということが必要なのではないかとということ。道德教育とか。そういう意味では、野澤委員がおっしゃるように、そういった具体的な部分は各学校であったり、市町村の方で形にしていけばいいんじゃないかと、これから先のことだろうと。もうひとつ私が危惧するのは、素案全体を見て、「防止」という、どのような対応をするかというところがすごくボリュームが多いような気がする。昔はいじめというのは大きな問題ではなかったが、最近非常に深刻化してきていると思う。それは時代の流れであったり、いろんな情報機器が発達してきたりして、社会現象化していると思う。そういう意味では、もう一度、今までとは違った部分で何か事を考えていかないといけないと思っているので、全体として見たときに、「防止」という、「起こったらこのようにしましょう」という部分のみではなく、「学校教育としてこのように考えていきましょう」というような部分がもう少しあってもいいのかなと。

(豊川委員長)

教育委員会では心の問題とか色々なことをやっていると思うが、そういうことをこの方針の中に少し入れたらどうか。「もう出来上がったものですよ」と知事部局に出すのではなくて、「委員会の方でこういう意見がありましたよ」ということで提出するとかはできないのか。

(成田学校教育課長)

もちろんこれは素案という段階なので、また検討させていただきたい。この法律の作りは、「対策推進法」の名のとおりであり、それにしたがって国の方針もできている。県の方針は国の方針を参酌して作りなさいとなっているので、大きな方針としてそのような作りになっているが、委員の先生方がおっしゃられたことはそのとおりだと思う。

(清野委員)

繰り返しになるが、15条を大事にしていきたいと思う。法律では、いじめの防止に道德教育と体験活動が資するということを打ち出しているわけであるから、地方行政を預かる我々としてはその具体化を図っていくべきだと思う。

(野澤委員)

教育委員会として、真っ向に向かって、「いじめ対策をしましょう」というからには、教育委員会自体も、学校教育課だけでなく全体として取組姿勢を出した方がいいかもしれない。

(中村教育長)

学校のやるべきこと、それから、学校にやっていただきたいために県がやっていることというのは、実にたくさん、事業としてもあるし、細かく会議もしているが、その辺のひとつひとつを基本方針に盛り込むのはなかなか難しいと思うので、そういうことが大事であるというのがもう少し見えるような作りを工夫するということではできるのかなと思っている。また、実際運用するときに、今ご意見いただいたところを具体的にするにはどうすれば良いかを常に考えながら進めていく。それから、不都合な点が出てくれば、それをきちんと次の改訂に反映していくと、そういうことになろうかと思う。

(豊川委員長)

行政指導による学校・家庭・地域ぐるみの実践もやり過ぎると問題があると思う。その辺は難しいところだ。

(清野委員)

今の行政が踏み込むのは遠慮したいという話であるが、確かにそうかもしれないが、今の現状をみれば、明らかに家庭教育が崩壊しているんじゃないかとか、社会がちょっとおかしいのではないかという状況がある。最後の砦として、せつかく第一義的には家庭に責任があると書いたわけであるので、これは書きっぱなしではなく、家庭にはまず、応分の責任を果たしてもらおうように説くべきだし、「これは家庭の問題です」と引くべきではない。また、学校は子どもを預かっているのだから、具体的に教育しなければいけない立場である。私は覚悟を決めて、もっと踏み込んでいくべきだと思う。

(豊川委員長)

我が日本の国はそんなに非行が氾濫しているわけでもないとは思っている。子どもたちの非行というのは一過性のものである。その証拠には、大人になると、卒業してちゃんと社会的責任を果たしている方のほうが多い。だから、そこをそんなに強くやる必要はないだろうと。そうなるまでをリードするのが教育なんだろうと私は思う。

(中村教育長)

家庭教育の部分については、「これをやれ」ということではなくて、こういうことが大

事である、こういう考え方が大事であるという観点を明示して、どういうところを考えればいいのかを少しでもイメージできるようにしている。そういう作りの文章になっている。この辺については、方針を受けて、我が家ではどうなっているんだろうとか、そういうことを各家庭が点検できるようにしていく必要があると考えている。

(清野委員)

方針に基づく具体的な施策の検証はどのように行うのか。

(中村教育長)

それぞれの学校では毎年度、学校評価ということで、保護者の方も交えて、あるいは生徒自身の評価も交えて点検をしているところである。いじめということ、豊かな心ということについても評価の項目に入ってくると思うので、我々としてはそういうところをしっかりと注視していく。教育委員会としても、見直しをしながら社会の情勢に応じて変えていくということで、年度、年度で確認しながら進めていけばいいのかなと思っている。

(町田委員)

いじめのアンケートというのが昨年度末にあったが、そういった形での確認は今後あるのか。

(中村教育長)

いじめのアンケートについては、私の知っている範囲では、例えば学期に一回とか、それぞれの子どもたちの生活のリズムに合わせて、各学校で数回やっていると聞いている。学校によっては、アンケートという形によらず、個別に一人一人聞いてやっているというケースもある。その辺はこれから校長会もあるので、校長先生にもしっかりお願いしていきたい。

(中沢委員)

学校現場の先生と子どもたちのコミュニケーションとか、どういったことを子どもたちとやるかというのがないといじめ防止もないと思うので、どういったことを次に学校でやっていくのかという対策とか、そういったことを充実することを盛り込むことが大事である。いじめは駄目というのも大事だが、何か感動するようなことがあったりとか、そういうことがあった方がいじめ防止になったりすることもある。

(豊川委員長)

重大事態への対処のところで、「相当の期間」の年間30日間というのはどういうことか。

(成田学校教育課長)

文科省の調査の規定がそのようになっているが、今はそれにとらわれることなく、対処することとなっている。

(中村教育長)

皆様からたくさん御提言なり、考えるポイントについてお話があったので、事務局で検討し、私の方で皆様の意見を踏まえて、案をまた作っていきたいと思っている。それを具体的にどうするかということについて、必要がある場合は、委員長や委員の皆様にも御相談しながら進めていきたい。

(清野委員)

修正したものは提出する前に、我々に見せていただけるのか。

(中村教育長)

なるべくやりとりをしながら、御意見をいただけるように努めていきたい。

(豊川委員長)

そのように願います。では、青森県いじめ防止基本方針（素案）の件については了解した。